

三次版学校ＩＣＴ活用事業（授業支援アプリ利用業務）公募型プロポーザルに係る質問に対する回答

令和7年10月17日

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 1 | 実施要領 8 審査項目 (1) 審査 評価テーマ テーマ2 児童生徒一人一人の習熟度に応じた学習課題の提供方法や自立的な学びに向けた児童生徒一人一人の学習状況の把握、見取りについて。とあります、「習熟度に応じた学習課題の提供」については該当問題の正誤のみで判断を行うAI型機能より、AIが該当児童生徒の過去の学習履歴等により個別に応じた出題を行う機能である方が評価としては高くなる。という認識でよろしいでしょうか。 | 御社が最適と考える方法でご提案ください。 |
| 2 | 実施要領 8 審査項目 (4) プレゼンテーション ア 実施方法 審査委員一人一人に対して、実機を割り当て、実際の操作を交えながらプレゼンテーションを実施すること。とありますが、実機の準備が必要となりますので事前に審査委員の人数をご教示いただくことは可能でしょうか。 | 12台を超えない範囲でご準備ください。なお、実機は、【別紙】三次版学校ICT活用事業（授業支援アプリ利用業務）基本仕様書 4 システム利用環境等 (2) 利用環境 を満たす実機とし、その際、<一人一台端末>を優先としてください。 |
| 3 | 基本仕様書 1 業務概要 (3) 履行期間 「※契約締結の翌日から令和8年3月31日までは、令和8年4月1日の利用開始に向けた構築期間とし、利用及び利用に必要な教員研修を行える」とありますので、本契約におけるアプリケーションの利用期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなり、契約開始から令和8年3月31日までの期間は無償提供という形になる理解でよろしいでしょうか。 | 本格的なアプリケーションの利用期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。三次版学校ICT活用事業（授業支援アプリ利用業務）公募型プロポーザル実施要領 2 業務概要 (5) 予算上限額の範囲内でご提案ください。 |
| 4 | 基本仕様書 4 システム利用環境等 (2) 利用環境 クラウドサービスの性質上、一般的な利用規約を定めております。受託候補者に選出された場合は、選定結果に影響のない範囲で契約内容についてご相談（利用規約の反映）をさせていただける余地はありますでしょうか。 | 三次版学校ICT活用事業（授業支援アプリ利用業務）公募型プロポーザル実施要領 9 契約の締結 (1)に記載のとおりです。 |

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 5 | <p>基本仕様書 5 システム機能サービス提供要件 (1) 各学習場面（個別学習・協働学習・一斉学習）で使用するツール ケ 児童生徒が、他者の意見等も踏まえてさらに深く学んだり、教員が児童生徒の考え方などを効率的に把握したりするための機能を有していること。とありますが、全体に提示された児童生徒の考えが簡単に集計・可視化される機能であるという認識でよろしいでしょうか。</p> | 御社が最適と考える方法でご提案ください。 |
| 6 | <p>基本仕様書 8 その他 (3)</p> <p>本業務の運用は、個人情報を取り扱うことから、個人情報の保護に関する法律及び 三次市個人情報保護条例を遵守するとともに、その取り扱いに十分注意すること。また、個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報を適正に取り扱うこと。と記載がございますが、個人情報取扱特記事項について、現時点でご提供可能であればご提供をお願いします。</p> | 三次版学校 I C T 活用事業（授業支援アプリ利用業務）公募型プロポーザル実施要領 9 契約の締結 (1)に記載のとおりです。 |
| 7 | <p>【別紙 1】機能要件一覧表 2 デジタルドリル機能要件 7 「テスト」に収録されている教材は文部科学省指導要領に準拠し、三次市が採用する教科書に対応していること。とありますが、デジタルドリル上の単元まとめの問題等ではなく、教員主導でのみテストの実施が可能で、教員が任意のタイミングで一括採点、返却ができる機能を有する場合のみ「対応可」である認識でよろしいでしょうか。</p> | 【別紙 1】機能要件一覧表 2 デジタルドリル機能要件 No. 7 「テスト」に記載のとおりです。教員主導であるか否かについては問いません。 |
| 8 | <p>【別紙 2】提案書作成要領</p> <p>「提案書中には、社名・担当者名など、提案者が特定できる内容は一切記載しないこと。」とありますが提供するサービス名の記載は可能という理解でよろしいでしょうか。</p> | 問題ありません。 |
| 9 | <p>02_三次版学校 I C T 活用事業（授業支援アプリ利用業務）公募型プロポーザル実施要領 8 審査方法 (4) プレゼンテーション ア 実施方法 に「審査委員一人一人に対して、実機を割り当て」とありますが、審査委員は何名となりますでしょうか。</p> | 12台を超えない範囲でご準備ください。なお、実機は、【別紙】三次版学校 I C T 活用事業（授業支援アプリ利用業務）基本仕様書 4 システム利用環境等 (2) 利用環境 を満たす実機とし、その際、<一人一台端末>を優先としてください。 |

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 10 | <p>03_【別紙】三次版学校ICT活用事業（授業支援アプリ利用業務） 基本仕様書：5 システム機能サービス提供要件 (1) 各学習場面（個別学習・協働学習・一斉学習）で使用するツール サに「教員が、児童生徒の端末の画面をリアルタイムに把握したり、利用を制限したりする機能を有していること。」とありますが、ソフト上での画面把握や利用制限との認識で問題ございませんでしょうか。</p> | 問題ありません。 |
| 11 | <p>03_【別紙】三次版学校ICT活用事業（授業支援アプリ利用業務） 基本仕様書：5 システム機能サービス提供要件 (2) デジタルドリル ウに「ウ 入試の過去問題等、児童生徒の進路実現に向けて取り組める問題が収録されていること。」と記載ありますが、進路実現のためとありますが、児童生徒が県内の入試過去問や県内入試過去問対策に自身で取組めること、との認識で問題ございませんでしょうか。</p> | 県内外を問わず、入試の過去問題等、児童生徒の進路実現に向けて取り組める問題が収録されていれば、問題ありません。 |
| 12 | <p>03_【別紙】三次版学校ICT活用事業（授業支援アプリ利用業務） 基本仕様書：5 システム機能サービス提供要件 (2) デジタルドリル コに「教員が、児童生徒の取組に対して、コメントなどを活用した評価を行うことができること。」とありますが、教員と児童生徒が相互にコメント（メッセージ）を送ることができる機能という認識で問題ございませんでしょうか。</p> | 【別紙】三次版学校ICT活用事業（授業支援アプリ利用業務）基本仕様書 5 システム機能サービス提供要件 (2) デジタルドリル コに記載のとおりです。 |
| 13 | <p>03_【別紙】三次版学校ICT活用事業（授業支援アプリ利用業務） 基本仕様書：5 システム機能サービス提供要件 (2) デジタルドリル サ 「教員が、児童生徒の学習状況に応じて問題をカスタマイズしたドリルを作成できること。また、このドリルは一斉・個別配信が可能であること。」とありますが、カスタマイズとは、教員が任意の難易度・教材を組み合わせた教材セットをねらいに応じて作成し、配信できるとの認識でよろしいでしょうか。</p> | 【別紙】三次版学校ICT活用事業（授業支援アプリ利用業務）基本仕様書 5 システム機能サービス提供要件 (2) デジタルドリル サに記載のとおりです。 |

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|---|--|
| 14 | 04_【別紙1】機能要件一覧表 1 授業支援ツール機能要件 №14、「過去に実施した授業名の検索が可能であること。」とありますが、学習結果の確認を目的としているため、学年・組・教科などでの検索が可能であれば問題ないとの認識で良いでしょうか。 | 問題ありません。 |
| 15 | 04_【別紙1】機能要件一覧表 2 デジタルドリル機能要件 №1、「自治体が一括して各学校の名簿を登録・編集できること。」とありますが、自治体が各学校のアカウントを利用して登録するのではなく、市内全校を一括して管理する画面から児童生徒の名簿を登録・編集できること、との認識でよろしいでしょうか。 | 【別紙1】機能要件一覧表 2 デジタルドリル機能要件 №.1に記載のとおりです。 |
| 16 | 06_【別紙3】審査実施要領 6. 1 (2) の採点方法に導入実績について記載がありますが、予算取りの費目が異なるなどの理由から今回提案する授業支援ツール、デジタルドリルが別契約となっている場合もございます。同一自治体で組み合わせてご利用いただいている場合は導入実績として加算して問題ございませんでしょうか。 | 問題ありません。 |